

一般社団法人 日本フォトゲイニング協会 開催規約

2012 年 9 月 1 日 制定・施行

2017 年 4 月 1 日 改定・施行

一般社団法人 日本フォトゲイニング協会(以下、当協会という)は、当協会が考案したスポーツであるフォトゲイニング(登録商標)に対する社会の信頼を高め、定義を明確にし、公平・安全なスポーツとして普及し継続することを目的として設立された協会です。

## 第1章 総則

### 第1条 目的

本規約は当協会の活動目的に則り、当協会・大会運営者・大会参加者の三者が同一の認識を持ち、フォトゲイニングの大会、普及活動、使用ツール、社会マナー、第三者との関係において高い水準を保持するための基礎的な規定を明文化することを目的としています。そのため監修作業、大会運営に関する詳細は別途に定めるものとします。

### 第2条 適用

本規約は当協会が保有している知的財産、当協会名称、当協会名称に類似の名称、フォトゲイニングという名称、又はフォトゲイニングに類似の名称を利用して開催する大会及び大会に関連する活動の全て並びに当協会公認の監修者に適用されます。

### 第3条 語句の定義

(1) 「大会」とは参加人数の大小に関わらず、実施するフォトゲイニングイベントのことをいいます。また、その参加人数により 4 種類に分けられます。

A 大会・・・500 人以上。当協会が直接に監修して開催する。

B 大会・・・300 人以上 500 人未満。開催には事前に当協会の許可を要する。

C 大会・・・100 人以上 300 人未満

D 大会・・・100 人未満

(2) 「監修者」とは大会主催の能力と知識を有する、当協会が公認した資格をいいます。監修者登録の申請をした場合には、本規約に同意したものとみなします。監修者は大会開催に際し、第5条に規定する義務を果たさなくてはなりません。

また、監修者の資格はその経験等から 2 段階に種別されます。

「上級監修者」・・・自ら大会を監修・主催するだけでなく、第三者から委託を受けて大会を監修することが可能。

「監修者」・・・自ら主催する大会を監修することができる

(3) 「監修する」とは、当協会公式ルールブック第十章第 24 及び第 25 の規定を遵守し、イベントアドバイ

ザーとして地図の作成と運営についてのアドバイスを主催者に対して提供することをいいます。原則として主催者は監修者の意見に基づいて大会を主催します。

(4)「主催者」とは、大会(イベント)を主催する者をさします。地図範囲の設定、チェックポイントの設定を含む当該大会に関わる全ての責任を負い、参加要項において主催者として明記されていなくてはなりません。

また、主催者は次の2つの権限を有します。

- ① 要項の変更
- ② 参加者に関する個人情報を含む情報の取得

## 第2章 公認監修者

### 第4条 監修者の公認

1. 公認登録の要件は下記の4点とし、その全てを満たした上で本人から申請し、公認監修者として登録されます。
  - (1) 登録申請時から過去2年以内に3回以上の大会に参加者として参加したこと。但し当協会の公式 web サイトに掲載されている大会に限定する。
  - (2) 当協会が実施している運営者講習を修了していること。受講の時点で最低でも前1号に規定された大会参加の経験を要する。
  - (3) 運営者講習修了時に当協会が実施する効果測定に合格すること。
  - (4) 上記3つの要件を全て満たした上で本規約に同意し、当協会 web サイト上の登録フォームから登録申請をすること。
2. 当協会は、前項の要件を満たした申請者の身元を確認した後に、御本人に対し公認監修者であることを証するIDナンバーを発行します。

なお、登録期間は下記のとおり2年間とし、継続を希望するときは期間満了前に別に定める更新手続きを行うこととします。期間満了までに更新手続きを行わない場合には監修者資格を失います。

<登録期間>

4月～9月登録……4月1日からの2年間

10月～3月登録……10月1日からの2年間

### 第5条 監修者の権限及び義務

1. 登録された公認監修者は、当協会の定めるフォトゲイニング公式ルールを遵守し自らが監修して大会を開催することができます。但し第3条(1)に規定するA大会は除外します。
2. 監修者が自ら大会を主催するとき又は委託を受けて大会を監修する際には、当協会に対し下記のとおり事前事後の報告を行うこととします。
  - (1) 大会開催日の30日前まで且つ一般への要項公開前に、所定の様式による大会要項
  - (2) 大会開催後1か月後までに所定の様式による大会レポート、使用した地図、チェックポイント一

覧。

3. 当協会公式ルールブックに規定される開催規則、フォトゲイニング公式ルールを熟知し、大会成立及び運営に責任を持って監修を行わなくてはなりません。
4. 大会の参加者が自身及び他者の安全を守り、参加者向けルールを遵守するように細心の注意を払わなくてはなりません。
5. 住所、氏名などの登録事項に変更があった場合には当協会あてに変更後の内容を通知することとします。
6. 前2項第1号及び第2号が当協会がフォトゲイニングとする水準に達しない場合には、当協会は当該大会の開催に関し、内容の見直しを勧告することができます。その後、監修者が勧告に従わない場合又は見直しを実施しても当該大会が当協会の要求する水準に達することが不可能な場合には、当協会は当該大会をフォトゲイニングの大会として公認しないことができます。

#### 第6条 監修者資格の喪失

当協会は、公認した監修者が下記のいずれかに該当するときにはその監修者資格を取り消すことができます。

- (1) 正当な理由なく、決められた義務を果たさなかったとき
- (2) 本規約に違反したとき
- (3) 監修者としてふさわしくない行為があったとき

### 第3章 知的財産

#### 第7条 著作権等

本規約を含め当協会公式サイトのコンテンツ、冊子、配布物等の著作権その他の知的財産に関する権利は当協会に帰属します。当協会の事前承認なしに他者が無断で使用することはできません。

#### 第8条 商標

1. 当協会(代表理事)が商標登録をしている商標を該当する区分において利用する場合には、事前に当協会の文書または電磁的書面による個別の承認を受けなければなりません。

<平成29年3月1日現在 当協会が権利者である商標>

商標	登録番号
フォトゲイニング PHOTOROGAINING	第5560348号、第5802210号
フォトゲイン PHOTOROGAINE	第5560349号
フォトゲ	第5511905号、第5802211号

2. 前項の規定にかかわらず、第4条の公認監修者はその資格が有効である期間中は、当協会の登録商標である名称を利用してフォトゲイニングの大会を開催すること及び開催に関連する告知を

行うことができます。

3. 当協会の保有する登録商標のうち名称以外の商標については、第 1 項の規定に従い、当協会から事前に文書または電磁的書面による承認を受けた者以外は使用できません。

#### 第4章 附則

本規約は予告なしに変更されることがある。

本規約の制定及び施行日:2012年9月1日

本規約は2017年4月1日に改定し施行された。